

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「雇用保険法」の一部改正に伴い就業促進手当に係る規定を改めるとともに、地域延長給付の期間を延長するほか、「刑法」の一部改正に伴い条例で引用している用語を改めるものです。

【法改正の背景】

支給実績や人手不足の状況等における各手当の在り方を踏まえて、就業促進手当^{※1}のうち就業手当^{※2}を廃止するとともに、令和7年3月31日までとする雇止めを受けた離職者に対する地域延長給付^{※3}の措置期間を2年間延長するなどの雇用保険法の改正が行われました。

また、刑法が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これに代わるものとして、「拘禁刑」が創設されました。

- ※1 就業促進手当とは、失業者の早期の再就職を促進することを目的として給付する手当をいいます。
- ※2 就業手当とは、就業促進手当のうち、安定した職業以外の職業に再就職した者に対して給付される手当をいいます。
- ※3 地域延長給付とは、解雇や労働契約が更新されなかったことなどによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、必要と認められた場合に所定の給付日数を超えて、基本手当の給付が原則60日間延長されることをいいます。

【条例改正の内容】

- ①就業手当に係る規定を削除します。
- ②地域延長給付の支給対象となる期間を2年間延長します。
- ③条例で引用している「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

【施行期日】

- ①及び②については令和7年4月1日、③については同年6月1日